

流山市水防計画

< 資料編 >

素案

平成 20 年 1 月

流 山 市

目 次

1	重要水防区域	1
(1)	国土交通省管理河川等の重要水防箇所	1
(2)	県管理河川等の重要水防箇所	5
2	観測通報	7
(1)	水位の通報	7
(2)	雨量、水位の報告	8
(3)	雨量計の検定	8
(4)	気象観測施設設置の届出	10
(5)	水防テレメータの維持管理要領	11
3	器具、資材及び施設の整備運用	12
(1)	指定水防管理団体整備基準	12
(2)	水防施設	12
(3)	水門施設	12
4	付図・付表	13
(1)	指定河川水防区域警戒分担組織表	13
(2)	流山市消防団配備略図	14
(3)	水防資材の備蓄状況	15
(4)	輸送車両一覧	16
(5)	防災行政無線回線系統	19
(6)	水防関係機関連絡先	22
(7)	水位及び雨量観測所	23
(8)	雨の強さと降り方の目安	24
(9)	水位伝達様式集	25
(10)	河川工作物一覧	33
(11)	水防本部組織班員数	34
(12)	流山市防災会議条例及び運営要領	35
(13)	避難所一覧	38
(14)	ハザードマップ	46
5	東葛中部地区連合水防団規約	50

1 重要水防区域

(1) 国土交通省管理河川等の重要水防箇所

直轄河川等の重要水防箇所評定基準

(平成18年制定)

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等の計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

平成19年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	図面対象番号	河川名	種別	重要度	左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
						地先名	料杭位置			担当水防団	担当土木事務所		
江戸川	江左 34-2	江戸川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	左	平方新田	34.0k上 120m~	90	流下水位余裕高不足 断面不足B H8 陥没があり暫定的に補修	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	運河出張所 運河出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工
							34.0k上 30m						
	江左 34-3	江戸川	堤防高 堤防断面	B B	左	平方新田	34.0k上 30m~	30	流下水位余裕高不足 断面不足B	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	運河出張所 松戸出張所	積み土のう 土のう羽口
						平方村新田	34.0k上 34.0k~ 33.0k上 250m						
	江左 33-1	江戸川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	左	平方村新田~ 谷	33.0k上 250m~ 31.0k上 250m	2,000	流下水位余裕高不足 断面不足B 漏水が発生する恐れのある箇所に対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 月の輪工
						谷~下花輪	31.0k上 250m~ 30.5k上 400m						
	江左 30-1	江戸川	堤防高 堤防断面	B B	左	下花輪	30.5k上 400m~ 30.0k上 250m	660	流下水位余裕高不足 断面不足B	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう
							下花輪						
	江左 30-2	江戸川	堤防高 法崩れ・すべり 漏水	B B B	左	下花輪	30.0k上 250m~ 30.0k	250	流下水位余裕高不足 法崩れ・すべりや漏水が発生する恐れのある箇所に対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう シート張り工 月の輪工
							下花輪						
	江左 30-3	江戸川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B B	左	下花輪	30.0k~ 29.5k	500	流下水位余裕高不足 断面不足B 法崩れ・すべりや漏水が発生する恐れのある箇所に対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工 月の輪工
							下花輪						
江左 29-1	江戸川	堤防高 堤防断面	B B	左	下花輪~木	29.5k~ 26.5k上 250m	2,750	流下水位余裕高不足 断面不足B	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口	
						下花輪							29.5k~ 26.5k上 250m

平成19年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	図面対象番号	河川名	種別	重要度	左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法								
						地先名	料杭位置			担当水防団	担当土木事務所										
江戸川	江左 27-1	江戸川	工作物	B	左	南流山	27.0k 上 13m	1箇所	流山橋 流下水位余裕高不足	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所									
														江左 27-2	南流山	27.0k 上 3m	1箇所	流山人道橋 流下水位余裕高不足	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所
	江左 26-2	木	26.5k 上 250m ~ 25.5k 上 250m	1,000	流下水位余裕高不足 断面不足 B 漏水が発生する恐れのある箇所 で対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 月の輪工												
										江左 25-1	木	25.5k 上 250m ~ 25.0k 上 450m	300	断面不足 B 法崩れ・すべりや漏水が発生する 恐れのある箇所 で対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工 月の輪工			
																			江左 25-2	木	25.0k 上 450m ~ 25.0k 上 400m
	江左 25-3	木 ~ 松戸市七右衛門新田	25.0k 上 400m ~ 25.0k 上 200m	200	流下水位余裕高不足 断面不足 B 法崩れ・すべりや漏水が発生する 恐れのある箇所 で対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口 シート張り工 月の輪工												

平成19年度直轄河川重要水防箇所一覽表

事務所名	図面対象番号	河川名	種別	重要度	左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国士交通省 担当出張所	想定される 水防工法
						地先名	軒杭位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	運左4-1	利根運河	堤防高	A	左	東深井	4.5k上120m~ 4.5k下150m	270	流下水位以下 断面不足B	流山市	東葛飾地域 整備センター	運河出張所	積み土のう 土のう羽口
			堤防高	B	左	東深井	4.5k下150m~ 4.0k下40m	390	流下水位余裕高不足	流山市	東葛飾地域 整備センター	運河出張所	積み土のう
	運右2-1	東深井~ 西深井	堤防高	A	右	西深井	3.0k下40m~ 2.5k上100m 2.5k下140m~ 2.0k上300m	360 60	流下水位以下	流山市	東葛飾地域 整備センター	運河出張所	積み土のう
	運左2-2	西深井	2.5k下250m~ 1.5k上180m	570	流下水位余裕高不足	流山市	東葛飾地域 整備センター	運河出張所	積み土のう				
	運右2-2	深井新田	堤防高	A	右	深井新田	2.0k上300m 1.0k上100m	1,200	流下水位以下 断面不足B	流山市	東葛飾地域 整備センター	運河出張所	積み土のう 土のう羽口
				B	左								
	運右1-1	深井新田	堤防高	A	右	深井新田	1.0k上100m~ 0.5k上30m	570	流下水位以下 断面不足B	流山市	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	積み土のう 土のう羽口
				B	左								
	運右0-1	深井新田	堤防高	A	右	深井新田	0.5k上30m~ 0.5k下50m	80	流下水位以下	流山市	東葛飾地域 整備センター	松戸出張所	月の輪工 積み土のう

注) 重要水防箇所の詳細な位置については、「平成19年千葉県水防計画(資料編)」参照。

(2) 県管理河川等の重要水防箇所

県管理河川等の危険度評定基準

(平成9年制定)

種 別	重 要 度	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)
堤 防 高 (河 川)	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く(堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等)氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所。 近年の出水及び津波により氾濫の実績があり、住家等に被害が発生した所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所。 近年の出水及び津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇したことがあり、氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所。 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され、背後地に住家等がある所。
堤 体 強 度 (河 岸)	<ol style="list-style-type: none"> 一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急なため、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所。 築堤後、1年を経過していない堤防区間。 堤体を開削して行う工事(水門、樋管、橋台等)の施工後1年を経過していない所。 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から、堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生したことがある所。 特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所近接して住家、道路等の公共施設がある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所。 堤防の決壊後、3年を経過していない堤防区間。 堤体を開削して行う工事の施工後3年を経過していない所。 堤体あるいは基礎地盤の土質地質の特性から、堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所。 特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所。
漏 水	<ol style="list-style-type: none"> 堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所。
水 衝	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生したことがある所。 堤防から水があふれることにより背後の住家等に被害が発生したことがある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所。 堤防から水があふれる恐れがあり、背後に住家等がある所。
洗 掘 (深 掘 れ)	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固め工又は水制工等が十分でないと考えられる所。 	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所。
工 事 施 工	<ol style="list-style-type: none"> 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事で堤防を開削している所。 工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所。 	<ol style="list-style-type: none"> 樋管、橋台等施工箇所堤防護岸が未施工の所。
工 作 物	<ol style="list-style-type: none"> 取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所。 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所。 排水ポンプ場の稼働停止により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。 	<ol style="list-style-type: none"> 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い所。

平成 19 年度直轄河川以外の本市重要水防箇所一覧表

河川名	種別	重要度	重要水防箇所		延長 (m)		重要なる理由	担当水防団体	想定される水防 工法又は対策
			地先名	桁杭位置	右岸	左岸			
富士川	堤防高	B	松戸市幸田～ 流山市前ヶ崎		740	740	(B1)	流山市	
大堀川	堤防高	B	流山市駒木～ 美田		1,430	1,430	(B1)	流山市	積み土のう工

注) 1.B1: 県管理河川等の危険度評定基準参照

引用: 千葉県水防計画(平成 19 年度改正)(資料編 第 1 章重要水防区域)

2 観測通報

(1) 水位の通報

ア 水位標管理者は、気象状況により出水のおそれを察知したときは、その後の水位変動を監視し、水防団待機水位（通報水位）に達したときより次の各項により、随時、水防警報伝達システムに従って通報しなければならない。

イ 報告とその間隔

(ア)水防団待機水位（通報水位）に達した時よりこの水位に下るまでの間各時間毎

(イ)はん濫注意水位（警戒水位）に達した時

(ウ)最高水位とそれに達した時

(エ)はん濫注意水位（警戒水位）に下った時

(オ)水防団待機水位（通報水位）に下った時

（備考）

a 水防団待機水位(通報水位)とは、水防団が出動することについての警戒、準備等の基準となる水位で、水防団待機水位(通報水位)になったら水防関係機関へ通報する水位である。次の基準により定める。

(a)計画高水流量の約 2 割に達する水位

(b)1 年に 5 から 10 回起こる程度の水位

(c)有堤部ではほぼ河川敷（高水敷）にのる水位

b はん濫注意水位（警戒水位）とは、水防団が出動することについての基準となる水位で、これ以上に増水するとはん濫又は河川構造物に被害を与えるおそれがあるから水防活動を開始せよという水位で、水防団待機水位（通報水位）と同様に水防関係機関へ連絡する水位である。次の基準により定める。

(a)計画高水流量の約 1/2 の流量に対応する水位

(b)平均低水位からはん濫危険水位（計画高水位）までの高さの 6 割程度に相当する水位

(c)約 3 年に 1 回程度発生する洪水による水位

(d)表小段の高さ程度の水位

(e)未改修部については、平均低水位から堤防天端までの高さの 5 割程度に相当する水位

ウ 報告方法

水位の報告は、観測所名、日時、水位、増減の傾向、見込等を電話、FAX 等にて通報する。

引用（一部編集）：千葉県水防計画(平成 19 年度改正)（資料編 第 2 章観測通報 第 2 節 水位及び潮位の通報）

(2) 雨量、水位の報告

- ア 水防管理団体あるいは現地指導班は、その受持水防区域内の適当な箇所に雨量及び水位の観測所を設置し、又はそれを指定しなければならない。
- イ 水防管理団体あるいは現地指導班は、前記観測施設について次の事項を指揮監に報告しなければならない。

ウ 雨量観測施設の報告事項

- (ア)所属
 (イ)自記・普通
 (ウ)位置、位置図(五万分の一図使用)、見取図(縮尺:千分の一程度)
 (エ)観測通報者の住所、氏名、連絡施設の報告事項

エ 水位の観測施設の報告事項

- (ア)所属
 (イ)自記・普通の別
 (ウ)位置、位置図(縮尺:五万分の一図)
 (エ)見取図(縮尺:千分の一程度)、付近 1km 程度の縦断面図(千分の一)、横断面図(二百分の一)
 (オ)零点の基準面よりの高さ及び採用基準面
 (カ)はん濫危険水位(計画高水位)、既往最高水位、はん濫注意水位(警戒水位)、水防団待機水位(通報水位)、平水位
 (キ)堤防天端高、河床高、堤地地盤高
 (ク)観測通報者の住所、氏名、連絡電話番号等

引用(一部編集):千葉県水防計画(平成 19 年度改正)(資料編 第 2 章観測通報 第 3 節雨量、水位、潮位の観測施設の報告)

(3) 雨量計の検定

- ア 水防管理者あるいは現地指導班は、その受持水防区域内に設置された雨量計について、気象業務法、気象測器検定規則に基づき、5 年ごとに検定を受け、適切に管理しなければならない。

(ア)気象業務法

(昭和二十七年六月二日法律第百六十五号)

最終改正:平成一七年七月二六日法律第八七号

第 2 章 観 測

(略)

(気象庁以外の者の行う気象観測)

第 6 条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 その成果を発表するための気象の観測

- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測
- 三 その成果を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号の電気事業の運営に利用するための気象の観測
- 3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。
- 4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

（観測に使用する気象測器）

第9条 第6条第1項若しくは第2項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第7条第1項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第17条第1項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上欄に掲げるものは、第32条の3及び第32条の4の規定により気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定めるものは、この限りでない。

気象測器	測定器及び設備	
温度計	測定器	電気式温度計
	設備	恒温検査槽
気圧計	測定器	電気式気圧計
	設備	圧力検査装置
湿度計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計
	設備	湿度検査槽
風速計	測定器	超音波式風速計 ピトー管 差圧計
	設備	風洞
日射計	測定器	電気式日射計
雨量計	測定器	ピュレット
雪量計	測定器	長さ計

イ 気象測器検定規則

（平成十四年三月二十六日国土交通省令第二十五号）

最終改正：平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号

第1章 検定

（検定の有効期間）

第15条 法第三十一条の国土交通省令で定める気象測器は、次の表の上欄に掲げるものとし、その検定の有効期間は、同表の下欄に掲げるものとする。

電気式気圧計	10 年
液柱型水銀気圧計	5 年
アネロイド型気圧計	
風杯型風速計	
風車型風速計	
超音波式風速計	
電気式日射計	
貯水型雨量計（自記式のものに限る。）	
転倒ます型雨量計	1 年
ラジオゾンデ用温度計	
ラジオゾンデ用気圧計	
ラジオゾンデ用湿度計	

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正)(資料編 第 2 章観測通報 第 4 節雨量計の検定)

(4) 気象観測施設設置の届出

- ア 水防管理者あるいは現地指導班長は、第 2 項の種目を観測する施設を設置した場合、設置者は設置の日から 30 日以内に銚子地方気象台の長に気象観測施設設置届出書と共に測器の検定証書の写、設置場所図及びその場所を中心とする半径 5km 以内の地勢を示す略図（縮尺は 5 万分の 1 程度）を提出しなければならない。

(ア)届出書の内容

- a 管理者の氏名又は名称及び住所
- b 事業所の名称及び所在地
- c 観測の目的
- d 観測施設の明細
- e 観測の種目及び時刻
- f 観測の開始期日

(イ)変更の届出

設置の届出以降に、観測種目が増えたり、観測施設の移設などがあって届出事項に変更があった場合は、その日から 30 日以内に変更内容を届け出る。

(ウ)廃止の届出

廃止の日から 30 日以内に、廃止の期日、理由を記載した気象観測施設廃止届出書を、銚子地方気象台長に届出る。

以上の届出は、郵送や F A X でも受け付けている。

イ 届出が必要な観測種目

気圧	降水量（雨量）
気温	積雪の深さ
蒸気圧	雲
露点温度	視程
相対湿度	蒸発量
風向	日照時間
風速	日射量
風力	天気

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正)(資料編 第 2 章観測通報 第 5 節気象観測施設設置の届出)

(5) 水防テレメータの維持管理要領

ア 目的

水防活動時に重要な雨量や水位を観測する水防テレメータ雨量水位観測局の適切な維持管理を実施するために、水防テレメータ維持管理要領を定める。

イ 水防テレメータ担当者の報告

各機関は、水防テレメータ維持管理担当者を決定し、県水防本部指令班に報告する。

ウ 維持管理施設の把握

水防テレメータ維持管理担当者は、管内の雨量水位観測局について、設置状況、観測状況を把握する。

エ 基本点検等

水防テレメータ維持管理担当者は、基本点検等の計画を立案し、各時期において点検を実施する。

点検時期	点検内容
定期 2 回 (4~5月、9~11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測状況の点検 ・ 観測機器の目視点検
水防体制に影響する降雨が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ詰まり等障害除去 ・ 樹木等周辺環境の確認

注) 1. 定期点検の実施結果及び対応状況を、県水防本部指令班に報告する。

オ 異常時初期対応

水防テレメータ維持管理担当者は、水防テレメータの観測に異常が生じたときに早期に適切な観測が行えるよう、日頃から初期対応に関する知識の習得に心がけると共に、対応計画を作成し異常の発生に備える。

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正)(資料編 第 2 章観測通報 第 7 節水防テレメータの維持管理要領)

3 器具、資材及び施設の整備運用

(1) 指定水防管理団体整備基準

水防管理団体は概ね担当堤防延長 2km について 1 箇所の割合で水防倉庫（木造 33.3m²程度）及びその他資材備え付け場（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）を設け、次の表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。

品名	数 量	品名	数 量
土のう	3,000 袋	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 赤口 3寸2.5間	10 本	ペンチ	3 丁
" 2.0間	30 本	鉄線（#8）	100 kg
" 1.0間	200 本	"（#10）	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正)（資料編 第 4 章器材、資材及び施設の整備運用ならびに輸送 第 1 節指定水防管理団体整備基準）

(2) 水防施設

水防施設等の一覧については「4.付図・付表（3）」のとおり。

(3) 水門施設

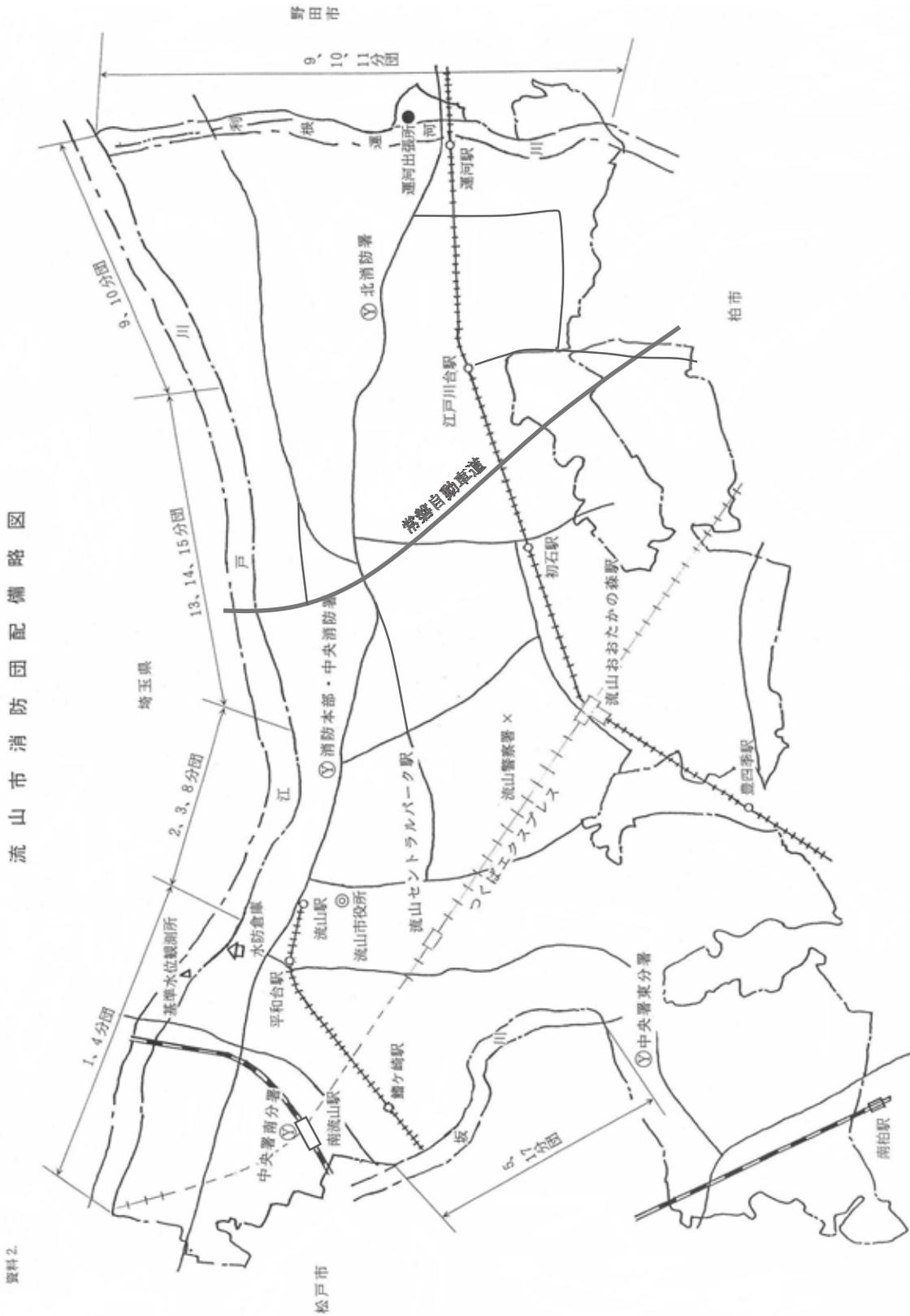
水門等の一覧については「4.付図・付表（10）」のとおり。

4 付図・付表

(1) 指定河川水防区域警戒分担組織表

区分 水防区	地域名	担当署所々	担当方面隊長	担当分団	出動別			警戒拠点	適用
					第1次	第2次	第3次		
水防区	(江戸川) 第1水防区	木、流山 流山5丁目 ～8丁目 南流山7丁目 ～8丁目	中央署 南分署	第1方面隊長	1分団 4分団	1分団 4分団	5分団 6分団	流山8丁目地先 (流山橋附近)	
	第2水防区	流山1丁目 ～3丁目 加1丁目 ～6丁目 三輪野山1丁目 ～5丁目	中央署	第2方面隊長	2分団 3分団 8分団	2分団 3分団 8分団	7分団	流山2丁目地先 (今上落し樋門 附近)	
	第3水防区	下花輪、南、北、 小屋、平方	中央署	第3方面隊長	13分団 14分団 15分団	13分団 14分団 15分団	12分団	北地先 (新川第2樋門附 近)	
	第4水防区	平方村新田、深井 新田	北署	第4方面隊長	9分団 10分団	9分団 10分団	11分団 22分団	深井新田地先 (利根運河と江 戸川合流点附 近)	
	利根運河	深井新田 西深井、東深井	北署	第5方面隊長	9分団 10分団 11分団	9分団 10分団 11分団	22分団	東深井地先 (運河橋附近)	
	坂川	鱈ヶ崎 宮園1丁目 ～3丁目 芝崎	中央署 南分署	第16方面隊長	5分団 17分団	5分団 17分団	6分団 16分団	鱈ヶ崎団地附近	
全分団									
<ol style="list-style-type: none"> 警戒巡視中、異常を発見したときは、水防本部及び関係機関へ連絡をすること。 警戒体制中適宜異常の有無を水防本部へ報告すること。なお、最終の引き揚げ時には必ず報告のこと。 長時間にわたり警戒に従事する場合は、その都度水防本部から指示する。 担当分団は、「連絡・待機体制」として、水防準備を担うこととする。 									

(2) 流山市消防団配備略図



(3) 水防資材の備蓄状況

ア 水防施設及び資器材の現況

水防倉庫名	設置場所 (設置年月日)	水防資材					水防器材									
		土のう袋	縄	丸太くい	鉄線	その他	スコップ	万能	ペンチ	おの	鋸	掛矢	くわ	鎌	発電機	その他
流山市根郷水防倉庫	流山市流山 3丁目 383番地 (S56.10.20)	袋	玉	本	kg	防水シート	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	ハンマー:16 土のう止用銅管:450 排水用水中ポンプ:4
		2,280	-	13	100	5	83	3	4	7	13	8	9	10	4	

注) 1.水防用土砂 下花輪資材置場の土砂を使用する。

イ 無線機

システム名		台数
基地局	無線機	3台
	統制卓	1台
	交換制御装置	1台
	遠隔制御器	4台
	非常用電源	1台
移動局	車載型無線機	11台
	可搬型無線機	15台
	携帯型無線機	3台
固定局	固定系子局	66台

ウ 水防活動人員

消防団員 309名
 消防職員 165名
 市役所職員 907名 (平成20年1月現在)

(4) 輸送車両一覧

(平成19年3月末現在)

車 種	台 数	備 考
特殊自動車	3 台	ショベル・ローダ1台、フォークリフト1台 ショベルカー1台
軽貨物自動車	45 台	貨物車 10 台、身障センター連絡車 1 台、道路パ トロール車 1 台、ダンプ 1 台、訪問看護用 3 台、 小中学校連絡車 16 台、保健所連絡車 4 台、児童 センター連絡車 1 台、保健センター訪問車及び 連絡車 4 台、公民館連絡車 1 台、図書館連絡車 2 台、区画整理事務所連絡車 1 台
軽乗用自動車	15 台	乗用車 5 台、さつき園連絡車 1 台、小中学校用 連絡車 7 台、保健所連絡車 1 台、児童センター 連絡車 1 台
小型貨物自動車	65 台	貨物車 45 台、老人福祉センター連絡車 1 台、保 健所連絡車 2 台、保健センター訪問車及び連絡 車 3 台、図書館連絡車 3 台、公民館連絡車 3 台、 体育館連絡車 1 台、クリーンセンタートラック 1 台、クリーンセンター連絡車 2 台、リサイクル 推進連絡車 1 台、区画整理事務所連絡車 1 台、 道路管理用トラック 1 台、道路管理用ダンプ 1 台
小型乗用自動車	12 台	乗用車 8 台、ワゴン 3 台、つばさ学園連絡車 1 台
普通貨物自動車	4 台	貨物車 2 台、ダンプ 2 台
普通乗用自動車	3 台	乗用車 2 台、防災無線車 1 台
普通特種自動車	2 台	バキュームダンパー1台、移動図書館車 1 台
普通乗合自動車	4 台	乗合バス 4 台
合 計	153 台	(共用車 46 台・専用車 107 台)

注)1. 水道局及び消防関係を除く。

2. ショベル・ローダ及びフォークリフトはクリーンセンター管理で、場内の使用に限られる。

(水道局)

車 種	台 数	備 考
軽貨物自動車	3 台	防災行政無線付 1 台
小型貨物自動車・バン	8 台	防災行政無線付 5 台
小型貨物自動車・トラック	1 台	防災行政無線付 1 台
普通特種自動車	2 台	防災行政無線付 1 台、給水車

(消防関係)

(1/2)

車両名称	配置先	無線 電話	拡声 装置	乗車 定員	摘要
消防本部・消防署	連 絡 車	消 防 総 務 課		5	
	連 絡 車	消 防 総 務 課		8	ワゴンタイプ
	査 察 車	予 防 課		5	
	査 察 調 査 車	予 防 課		5	
	指 導 車	予 防 課		4	軽ワゴンタイプ
	指 令 車	消 防 防 災 課		5	
	指 揮 車	中 央 署		8	
	ポ ン プ 車	中 央 署		6	水槽付
	ポ ン プ 車	中 央 署		6	
	ポ ン プ 車	中 央 署 東 分 署		6	水槽付
	ポ ン プ 車	中 央 署 東 分 署		6	
	ポ ン プ 車	中 央 署 南 分 署		6	水槽付
	ポ ン プ 車	北 署		6	水槽付
	ポ ン プ 車	北 署		6	
	救 急 車	中 央 署		7	
	救 急 車	中 央 署 東 分 署		7	
	救 急 車	中 央 署 南 分 署		7	
	救 急 車	北 署		7	
	救 急 予 備 車	中 央 署		7	
	救 助 工 作 車	中 央 署		6	
	化 学 車	中 央 署		6	
	梯 子 車	中 央 署		6	40m 級
	大 型 水 槽 車	中 央 署		2	10,000L タンク
資 機 材 搬 送 車	中 央 署		3	2t 車クレーン付	
暮 ら し 車 両	中 央 署		6		

(消防関係)

(2/2)

車両名称		配置先	無線 電話	拡声 装置	乗車 定員	摘要
・消防署	連絡車	中央署			5	
	連絡車	中央署東分署			5	
	連絡車	中央署南分署			5	
	連絡車	北署			5	
消防団	積載車	本部			2	軽自動車
	司令車	本部			7	
	ポンプ車	第1分団			8	
	積載車	第2分団			6	
	積載車	第3分団			6	
	ポンプ車	第4分団			7	
	積載車	第5分団			6	
	積載車	第6分団			8	
	ポンプ車	第7分団			7	
	積載車	第8分団			8	
	積載車	第9分団			8	
	積載車	第10分団			8	
	ポンプ車	第11分団			6	
	積載車	第12分団			8	
	積載車	第13分団			8	
	ポンプ車	第14分団			8	
	積載車	第15分団			8	
	積載車	第16分団			8	
	積載車	第17分団			8	
	ポンプ車	第18分団			6	
	ポンプ車	第19分団			6	
	積載車	第20分団			8	
	ポンプ車	第21分団			8	
ポンプ車	第22分団			7		
ポンプ車	第23分団			7	水槽付	

(5) 防災行政無線回線系統

ア 基地局・陸上移動局

無線系の種別		呼出名称	設置場所
基地局		ぼうさいながれやま	流山市役所内 安心安全課 道路管理課 河川課
陸上移動局	車載型	ぼうさいながれやま1	安心安全課
		ぼうさいながれやま2	河川課
		ぼうさいながれやま3	道路管理課
		ぼうさいながれやま4	道路管理課
		ぼうさいながれやま5	環境政策課
		ぼうさいながれやま6	道路管理課
		ぼうさいながれやま7	河川課
		ぼうさいながれやま8	秘書広報課
		ぼうさいながれやま9	道路管理課
		ぼうさいながれやま10	道路管理課
		ぼうさいながれやま11	道路管理課
	可搬型	ぼうさいながれやま101	安心安全課
		ぼうさいながれやま102	安心安全課
		ぼうさいながれやま103	安心安全課
		ぼうさいながれやま104	安心安全課
		ぼうさいながれやま105	安心安全課
		ぼうさいながれやま106	安心安全課
		ぼうさいながれやま107	安心安全課
		ぼうさいながれやま108	安心安全課
		ぼうさいながれやま109	安心安全課
		ぼうさいながれやま110	安心安全課
		ぼうさいながれやま111	安心安全課
		ぼうさいながれやま112	安心安全課
		ぼうさいながれやま113	安心安全課
		ぼうさいながれやま114	安心安全課
		ぼうさいながれやま115	安心安全課
	携帯型	ぼうさいながれやま201	安心安全課
		ぼうさいながれやま202	安心安全課
		ぼうさいながれやま203	安心安全課

イ 防災行政無線（固定親局）

無線系の種別	呼出名称	設置場所
固定系親局	ぼうさいながれやま	流山市役所内 流山市消防本部内

ウ 防災行政無線（固定子局）

番号	設置場所	備考	番号	設置場所	備考
1	平方1号公園		34	駒木3号公園	
2	駒形神社		35	野々下6号公園	
3	東深井5号公園		36	松ヶ丘2号公園	
4	江戸川台7号公園		37	向小金4号公園	
5	江戸川台12号公園		38	向小金福社会館	
6	北3号公園		39	平和台4号公園	
7	江戸川台16号公園		40	宮園2号公園	
8	若葉台1号公園		41	流山小学校	屋上
9	青田2号公園		42	流山幼稚園	
10	美田2号公園		43	南流山9号公園	
11	十太夫1号公園		44	南流山2号公園	
12	野々下1号公園		45	西深井10分団	
13	松ヶ丘公園		46	こうのす台3号公園	
14	東部中学校	屋上	47	江戸川台9号公園	
15	不二公園		48	北部公民館	屋上
16	向小金3号公園		49	江戸川台7号緑地	
17	八木中学校	屋上	50	駒木台福社会館	
18	美和2号公園		51	初石1号公園	
19	赤城山公園		52	初石10号公園	
20	南流山6号公園		53	南福社会館	
21	南流山中央公園		54	駒木4号公園	
22	宮園1号公園		55	西初石5丁目	
23	鱈ヶ崎1号公園		56	長崎保育所	
24	流山市役所	屋上	57	東小学校	屋上
25	東深井11号公園		58	総合運動公園	
26	東深井福社会館		59	中自治会館	
27	東深井小学校	屋上	60	南部中学校	屋上
28	名都借2号公園		61	中央公民館	屋上
29	江戸川台1号公園		62	平和台6号公園	
30	平方3号公園		63	観音寺	
31	平方村新田自治会館		64	流山北小学校	
32	常盤松中学校	屋上	65	東深井本宿緑地	
33	初石6号公園		66	上貝塚	

工 防災用携帯電話

全 30 台 平成 19 年 11 月

整理番号	区 分	保管担当部署	電話番号	備 考
2 0 1	市民生活部	市民生活部	090-9202-7152	bousai7152@ezweb.ne.jp
2 0 2	市民生活部	安心安全課	090-9202-7153	bousai7153@ezweb.ne.jp
2 0 3	市民生活部	〃	090-9202-7154	bousai7154@ezweb.ne.jp
2 0 4	市民生活部	〃	090-9202-7155	bousai7155@ezweb.ne.jp
2 0 5	市民生活部	〃	090-9202-7156	bousai7156@ezweb.ne.jp
2 0 6	市民生活部	〃	090-9202-7157	
2 0 7	市民生活部	〃 (貸出用)	090-9202-7158	
2 0 8	市民生活部	〃 (貸出用)	090-9202-7159	
2 0 9	市民生活部	〃 (貸出用)	090-9202-7160	
2 1 0	市民生活部	〃 (貸出用)	090-9202-7161	
1 0 1	市民生活部	〃 (貸出用)	080-5409-1200	
1 0 2	市民生活部	〃 (貸出用)	080-5409-1201	
1 0 3	市民生活部	〃 (貸出用)	080-5409-1202	
1 0 4	市民生活部	〃 (貸出用)	080-5409-1203	
1 0 5	市民生活部	〃 (貸出用)	080-5409-1204	
2 1 2	市民生活部	〃 (貸出用)	090-9202-7163	
2 1 1	環境部	環境政策課	090-9202-7162	
2 1 3	土木部	土木部	090-9202-7164	
2 1 4	土木部	道路管理課	090-9202-7165	
2 1 5	土木部	道路管理課	090-9202-7151	
2 1 6	土木部	道路建設課	090-9202-7166	
2 1 7	土木部	河川課	090-9202-7167	
2 1 8	消防本部	消防本部	090-9202-7168	
2 1 9	消防本部	消防総務課	090-9202-7169	
2 2 0	消防本部	予防課	090-9202-7170	
2 2 1	消防本部	消防防災課	090-9202-7171	
2 2 2	消防本部	中央消防署	090-9202-7172	
2 2 3	消防本部	北消防署	090-9202-7173	
2 2 4	医師会等	医師会	090-9202-7174	
2 2 5	医師会等	歯科医師会	090-9202-7175	

才 防災電話・FAX 番号

安 心 安 全 課	電話	220-721
	FAX	220-722
河 川 課	電話	220-724
企 画 政 策 課	電話	220-725
消 防 本 部	電話	607-721
	FAX	607-722

(6) 水防関係機関連絡先

関係機関名	所在地	電話	防災行政無線
流山市役所	平和台 1-1-1	04-7158-1111	
流山市消防本部	三輪野山 1-994	04-7158-0119	
流山市中央消防署	同上	同上	
東分署	前ヶ崎 449-1 番地	04-7146-0119	
南分署	南流山 3 丁目 9-6 番地	04-7159-0119	
北消防署	美原 2 丁目 139-1 番地	04-7152-0119	
消防団本部	三輪野山 1-994	なし	
銚子地方气象台	千葉県銚子市川口町 2-6431	0479-22-0074	178-721,723,725 178-722,724(FAX)
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 運河出張所 松戸出張所	野田市宮崎 134 流山市西深井 836 松戸市主水新田 102	04-7125-7311 04-7152-0102 047-343-3722	731-351 専用 731-62-21 専用 731-64-21 専用
千葉県県土整備部 河川環境課	千葉県千葉市中央区市 場町 1-1	043-223-3147	500-7337,7345, 7346,7340 500-7412(FAX)
千葉県東葛飾県民センター 県政情報課	千葉県松戸市小根本 7	047-361-2175	502-721,727 502-722,728(FAX)
千葉県東葛飾地域 整備センター 維持課	千葉県松戸市竹ヶ花 24	047-364-5136	164-721,723 164-722(FAX)
千葉県流山警察署	流山市三輪野山 744-4	04-7159-0110	
東日本電信電話(株) 千葉支店	千葉市美浜区中瀬 1-6 NTT 幕張ビル 8 階	043-211-8652	659
(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ千葉支店	千葉市中央区新町 1000 センシティタワー	043-301-0500	
K D D I (株)	東京都新宿区西新宿 2-3-2	03-3347-5299	
東京電力(株)千葉支店 総務部総務グループ	千葉県千葉市美浜区幸 町 1-21-19	043-224-3111	649

(7) 水位及び雨量観測所

江戸川の洪水時における避難の基準

避 難	発令時の状況	住民に求める行動	基 準
			江戸川：野田
避難準備情報 (災害時要援護者避難)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	水位：6.30m到達。 (江戸川はん濫注意情報の発令)
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。	水位：8.90mに到達。 (江戸川はん濫警戒情報の発令)
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。	水位：9.20mに到達。 (江戸川はん濫危険情報の発令) 河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認。 破堤を確認。 河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認。

注) 1.自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

- 2.情報の入手先 指定河川洪水予報：銚子地方气象台 (TEL 0479-24-2714：自動応答)
(TEL 0479-23-7705：防災業務課)
江戸川の水位：関東地方整備局江戸川河川事務所 (TEL 04-7125-7311)
雨量、主要河川水位： (TEL 047-364-8417：自動応答)
千葉県： (TEL 043-223-3147：河川環境課)

(8) 雨の強さと降り方の目安

1時間 雨量	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
10～20 ミリ	やや強い雨	ザーザーと降り、話し 声が聞き取りにくくなる。	・長く続くときは注意が必要。
20～30 ミリ	強い雨	どしゃ降りて傘をさし ていても濡れてしま う。	・側溝や下水、小さな川があふ れ、小規模の崖崩れが始ま る。 ・避難の心構えが必要。
30～50 ミリ	激しい雨	バケツをひっくり返し たように降る。	・崖崩れが起きやすくなり、道 路の通行規制も行われるこ ともある。 ・都市では下水管から雨水があ ふれる。 ・避難の準備が必要。
50～80 ミリ	非常に激しい雨	滝のようにゴーゴーと 降り、あたりが水しぶ きで白っぽくなる	・中小の河川ははん濫し、水害 発生の可能性が高まる。 ・都市部では地下室や地下街に 雨水が流れ込む場合がある。 ・マンホールから水が噴出す る。 ・避難勧告等がでる場合があ る。
80ミリ 以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧 迫感がある。恐怖を感 ずる。	・大雨による大規模な災害の発 生するおそれが強くなる。厳 重な警戒が必要。

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正) (第 4 章情報収集及び巡視、警戒 第 1 節雨の強さと降り方の目安)

(9) 水位伝達様式集

ア 千葉県水防本部水防指令情報伝達表

千葉県水防本部水防指令情報伝達表												
(発信)			(あて)			(発信)			(あて)			
水防本部指令班 (河川環境課) (TEL 043-223-3156) (FAX 043-221-1950) 送信者：			指令 通知 →	現地指導班等			指令 通知 →	水防管理団体等			← 着信確認 報告	← 着信確認 報告
(月 日 時 分 発信)			(月 日 時 分 発信)			(月 日 時 分 発信)			(月 日 時 分 受信)			
種類		水防本部 第 号 指令・情報										
発令日時		平成 年 月 日 時 分										
決裁		県土整備部長 理事 次長		河川環境課長 副課長			河川整備課長 副課長 室長 室員					
水防本部指令班→現地指導班						現地指導班→水防管理団体等						
主文												
解説												
指令情報確認表(あて)												
機関名	着信確認		指令情報番号									
	受信者名	時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
千葉地域整備センター												
市原整備事務所												
葛南地域整備センター												
東葛飾地域整備センター												
柏整備事務所												
印旛地域整備センター												
成田整備事務所												
香取地域整備センター												
海匠地域整備センター												
銚子整備事務所												
山武地域整備センター												
長生地域整備センター												
夷隅地域整備センター												
安房地域整備センター												
鴨川整備事務所												
君津地域整備センター												
千葉港湾事務所												
葛南港湾事務所												
木更津港湾事務所												
亀山・片倉ダム												
高滝ダム												

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
県土整備政策課		
道路計画課		
道路環境課		
道路整備課		
港湾課		

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
農林水産政策課		
農村整備課		
漁港課		
消防地震防災課		
県警本部		
陸上自衛隊第1空挺団		

※:準備体制
注:注意体制
警:警戒体制
非1:非常第1体制
非2:非常第2体制
解:解除
パ:パトロール指令
活:活動人員報告

引用：千葉県水防計画(平成19年度改正) (第5章参考資料 第1様式集)

イ 洪水予報伝達様式

国土交通省 関東地方整備局 共同発表
気象庁 予報部

江戸川洪水予報 第 号

平成 年 月 日 時 分

区分	番号	発表内容	担当	
主文	1	江戸川 (洪水注意報・洪水警報・洪水情報) (発表・発表〔切換え〕・解除)	共	
	2	江戸川 (洪水注意報・洪水警報) を (洪水注意報・洪水警報) に切換えます。	国	
	3	江戸川の (埼玉県幸手市西関宿・千葉県野田市野田) 水位観測所は、(警戒水位・危険水位) (に達する・を越える・を大幅に越える) 出水となる見込みですので、各地とも (厳重な警戒・十分な注意) をして下さい。		
	4	江戸川の (埼玉県幸手市西関宿・千葉県野田市野田) 水位観測所では、当分の間 (警戒水位・危険水位) (以上・程度) の水位が続く見込みですので、各地とも (厳重な警戒・十分な注意) をして下さい。		
	5	江戸川の (埼玉県幸手市西関宿・千葉県野田市野田) 水位観測所では、警戒水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分な注意をして下さい。		
	6	江戸川の (埼玉県幸手市西関宿・千葉県野田市野田) 水位観測所では、警戒水位を下回り危険はなくなったものと思われます。		
	7			
現況	8	(台風第 号・ 低気圧・ 前線) の (接近・通過・活動・停滞) による (雨・大雨) により、		気
	9	降り始めの		
	1	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
	2	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
	10	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
	4	日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
	5	(に達しました・となっています)。		
	11	また、(所により・) 1 時間に、 ミリの雨が降っています。		
	12	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。		
	13			
	14	江戸川の水位は 日 時現在、次のとおりとなっています。 ①西関宿水位観測所 (埼玉県幸手市) で 急上昇中・上昇中・横ばい・下降中 ②野田水位観測所 (千葉県野田市) で 急上昇中・上昇中・横ばい・下降中	国	
	15			
	予想	16	この雨は、(今後一層強まる・当分この状況が続く・今後次第に弱まる) でしょう。	
1		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
2		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
17		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
4		日 時 から 日 時 までの 流域平均雨量は ミリ		
5		の見込みです。		
18				
19		江戸川の水位は 日 時には、次のように見込まれます。 ①西関宿水位観測所 (埼玉県幸手市) で 程度 ②野田水位観測所 (千葉県野田市) で 程度	国	
20		の水位は 日 時頃 最高となり、その水位は メートル程度と見込まれます。		
21				
注意事項	22	江戸川の増水により 付近では 日 時頃 浸水すると見込まれますので厳重に警戒して下さい。	国	
	23	今回の出水は 年 月 の (台風第 号・ 低気圧・ 前線・出水) (と同程度・を上回る) 規模と見込まれます。		
	24			
参考	西関宿水位観測所 (埼玉県幸手市) 堤防高 11.90m 危険水位 m 警戒水位 6.10m 平常水位 -0.22m 野田水位観測所 (千葉県野田市) 堤防高 11.80m 危険水位 m 警戒水位 6.30m 平常水位 0.51m			

〔利根川水系の洪水予報発表状況〕

警・注意報別	対象河川	利根川上流部	利根川下流部	渡良瀬川	鬼怒川	小貝川	江戸川
洪水警報発表中							
洪水注意報発表中							

〔問い合わせ先〕

水位関係 : 国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川管理課 048-600-1413 (内線3752)
気象関係 : 気象庁 予報部 03-3212-8341

ウ 水防警報伝達様式（国）

水 防 警 報

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所発表
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

発 表 河 川	基準水位観測所	発 表 情 報	発 表 番 号
〇〇川	〇〇〇	〇〇	〇

【発表内容】

【現況】

- 1 〇〇流域の雨量は、〇〇日〇〇時まで〇〇〇mmです。
- 2 〇〇〇水位観測所の水位は、〇〇日〇〇時現在〇. 〇〇mです。
- 3-1 〇〇〇の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分に〇〇水位に達しました。
- 3-2 〇〇〇の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分に最高水位〇. 〇〇mに達しました。
- 4-1 〇〇〇の水位は、1時間に〇〇cm程度上昇しています。
- 4-2 〇〇〇の水位は、平衡状態が続いています。
- 4-3 〇〇〇の水位は、1時間に〇〇cm程度下降しています。
- 5-1 上流の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分に〇〇水位に達しました。
- 5-2 上流の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分に最高水位〇. 〇〇mに達しました。

【予想】

- 6 〇〇〇の水位は、〇〇日〇〇時に〇. 〇〇m程度と見込まれます。

【被害状況】

- 7-1 〇〇地先の堤防に漏水が発生する恐れがあります。
- 7-2 〇〇地先の〇〇に〇〇が発生する恐れがあります。

【指示】

- 8 水防機関は、嚴重に警戒してください。
- 9 水防機関は、待機してください。
- 10 水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行ってください。
- 11 水防機関は、巡視員を現地に残し、待機して差しつかえありません。
- 12 水防機関を解除します。

【参考資料】 〇〇〇水位観測所【〇〇県〇〇市〇〇〇】

堤防高(〇. 〇m) 計画水位(〇. 〇〇m) 危険水位(〇. 〇〇m) 警戒水位(〇. 〇〇m) 指定水位(〇. 〇m)

江戸川河川事務所の水防警報発令状況				
水防警報区／情報種別	待 機	準 備	出 動	解 除
西関宿				
野田				
松戸				
大谷口新田				
吉川				
高砂				
谷古宇				

※発令情報によって、内容が多少異なります。

引用：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>)

工 水防警報伝達様式

(様式 2 : ○○川水防警報)

千葉県 ○○地域整備センター 指令						
○○川 水防警報						
種類	待機・準備・出動・解除				第____号	
基準水位観測所						
発令日時	平成 年 月 日()				時	分
番号	発表内容					
1	____局の雨量は、____日 ____時までに____mmです。					
2	____局の水位は、____日 ____現在、____mです。					
3	____は、		①水防団待機水位 (通報水位) ②はん濫注意水位 (警戒水位) ③はん濫危険水位 (計画高水位)	④を上回る恐れがあります。 ⑤程度です。 ⑥を下回る見込みです。		
4	水防機関は、		⑦待機 ⑧準備 ⑨出動	してください。		
5	水防警報を解除します。					
↑ ○印を付ける						
伝達先機関 (着信確認チェック)						
機関名	○○市	△△町	○○村	○○ダム 事務所	○○用水 管理所	県河川 環境課
着信確認						
機関名	○○警察 署	△△県民 センター				
着信確認						

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正) (第 5 章参考資料 第 1 様式集)

オ はん濫警報伝達様式（県）

（様式 4：〇〇川はん濫警戒情報）

〇〇川はん濫警戒情報					
<p>下記の水位観測所において、避難判断水位に到達しました。</p> <p>（水防法 13 条で規定される特別警戒水位）</p>					
通知時刻	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分				
河川名	〇〇川				
観測所名	〇〇〇〇				
到達時刻	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分				
観測水位	〇. 〇〇m				
参考					
通知基準水位					
	水防団待機水位（通報水位）				〇. 〇〇m
	はん濫注意水位（警戒水位）				〇. 〇〇m
	避難判断水位（特別警戒水位）				〇. 〇〇m
<hr/> 発信者：千葉県水防本部 問合せ先：千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156 <hr/> 通知先機関（着信確認チェック）					
機関名	〇〇地域 整備センター	〇〇市 (△△課)	千葉県 災害対策本部 (災害対策室)	千葉県 警察本部 (警備課)	陸上自衛隊 第1空挺団 (第3科)
着信確認					

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正)（第 5 章参考資料 第 1 様式集）

キ 被害情報伝達様式 2

(様式 5: 被害情報伝達)

関東地方整備局 地域河川課 (TEL048-600-1903) (FAX048-600-1918) (マイFAX83-3849)	千葉県 水防本部指令班 (河川環境課) (TEL043-223-3156) (FAX043-221-1950) 送信者: _____	現地指導班 (地域整備センター) (整備事務所) (港湾事務所) (TEL _____) (FAX _____) 送信者: _____	水防管理団体 (_____ 市) (_____ 町) (_____ 村) (TEL _____) (FAX _____) 送信者: _____
(月 日 時 分)			
出水様式-2 (2) 被 害 情 報 (千 葉 県)			
被害への 対応状況	月 日 時現在		
	(1) 実施済み		
	(2) 今後の対応		
避難状況 等	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >		
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	(2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	(3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	(4) 自衛隊出動要請状況等		
水防活動 状況	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >		
	(1) 市・町・村 地先		
	①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼働状況		

引用：千葉県水防計画(平成 19 年度改正) (第 5 章参考資料 第 1 様式集)

(10) 河川工作物一覧

水門、こう門、堰堤、溜池の管理者（操作担当者を含む）は、気象状況の通知を受けた後、あるいは水位の異常を認め後は水位の変動を監視し、取り扱い要領に基づき内外水位の状況に応じ、時期を逸しない様門扉等の開閉を行う。この場合、現地指導班を経て県水防本部県庁に報告するものとする。

河川	名称	設置場所	管理者	操作員名	連絡方法
江戸川	新川第2排水機場	流山市上新宿新田	新川土地改良区	理事長	04-7152-6415
江戸川	流山南部排水樋管	流山市下花輪	流山土地改良区	理事長	04-7152-4827
江戸川	流山排水機場	流山市下花輪	流山市	河川課長	04-7150-6095
江戸川	今上落排水樋管	流山市流山1丁目	国土交通省	高鹿雅市	04-7158-0262
江戸川	流山排水樋管	流山市流山5丁目	国土交通省	吉田茂	04-7158-1322
利根運河	西深井第1排水樋管	流山市西深井	国土交通省	運河出張所長	04-7152-0102
利根運河	西深井第2排水樋管	流山市西深井	国土交通省	同上	同上
利根運河	運河樋管	流山市西深井	流山市	河川課長	04-7150-6095
坂川	鱒ヶ崎第1樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	鱒ヶ崎第2樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	鱒ヶ崎第3樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	鱒ヶ崎第4樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	鱒ヶ崎第5樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	鱒ヶ崎第6樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	宮園第1樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	宮園第2樋管	流山市鱒ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	宮園第3樋管	流山市宮園3丁目	流山市	同上	同上
坂川	芝崎第1樋管	流山市芝崎	流山市	同上	同上
坂川	芝崎第2樋管	流山市芝崎	流山市	同上	同上
坂川	芝崎第3樋管	流山市芝崎	流山市	同上	同上
坂川	前ヶ崎樋管	流山市前ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	名都借樋管	流山市前ヶ崎	流山市	同上	同上
坂川	八木南樋管	流山市野々下2丁目	流山市	同上	同上
坂川	野々下樋管	流山市野々下2丁目	流山市	同上	同上
八木川	長崎樋管	流山市野々下2丁目	流山市	同上	同上
大堀川	駒木第1樋管	流山市駒木	流山市	同上	同上
大堀川	駒木第2樋管	流山市駒木	流山市	同上	同上
利根運河	諏訪下排水樋管	柏市大青田	国土交通省	竹之内勇	04-7131-3489

(11) 水防本部組織班員数

水防本部組織			水防本部設置前				水防本部設置時	
			水防準備体制		水防注意体制		水防警戒体制	
			組織長	組織員	組織長	組織員	組織長	組織員
本	部	別途、表に記載						各班長が定めた所属職員
総務部	秘書広報班	秘書広報課						
		企画政策課						
	総務班	安心安全課		数名		数名		
		河川課		数名		数名		
		総務課						
	情報収集班	税制課						
		市民税課						
資産税課								
救援部	救援庶務班	社会福祉課						
		避難誘導交通班	コミュニティ課					
			市民課					
	防疫衛生班	安心安全課						
		環境政策課						
		リサイクル推進課						
建設部	建設庶務班	道路管理課				数名		
		土木建設班	道路建設課			数名		
	土木建築班	建築住宅課						
		宅地課						
	河川班	下水道建設課				数名		
		下水道業務課				数名		
		河川課				数名		
	都市計画班	都市計画課						
		西平井・緒ヶ崎地区 区画整理事務所長						
		みどりの課						
消防部	消防総務班	消防総務課						
		予防消防班	予防課					
	消防防災課							
	警防班	中央消防署						
		北消防署						
消防団(水防団)			別途計画する。					

(12) 流山市防災会議条例及び運営要領

ア 流山市防災会議条例

流山市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日
条例第 18 号

最終改正

平成 18 年 3 月 27 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2 人
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10 人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5 人以内
 - (8) その他市長が必要と認め任命する者 6 人以内
- 6 前項第 7 及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

イ 運営要領

流山市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市防災会議条例(昭和37年流山市条例第18号。以下「条例」という。)第5条の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(防災会議の代理出席)

第2条の2 委員(条例第3条第5項第7号及び第8号の規定により任命された委員を除く。)は、防災会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名するものにその権限を委任することができる。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任による処理)

第4条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を防災会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

ウ 委員名簿

適用号	職名
会長	流山市長
1号委員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
1号委員	農林水産省関東農政局千葉農政事務所食糧部長
2号委員	千葉県東葛飾県民センター所長
2号委員	東葛飾地域整備センター所長
2号委員	千葉県柏健康福祉センター長
3号委員	千葉県流山警察署長
4号委員	流山市副市長
4号委員	流山市企画財政部長
4号委員	流山市総務部長
4号委員	流山市健康福祉部長
4号委員	流山市子ども家庭部長
4号委員	流山市産業振興部長
4号委員	流山市環境部長
4号委員	流山市都市計画部長
4号委員	流山市都市整備部長
4号委員	流山市土木部長
5号委員	流山市教育委員会教育長
6号委員	流山市消防長
6号委員	流山市消防団長
7号委員	株式会社N T T東日本 - 千葉東葛営業支店支店長
7号委員	東京電力株式会社東葛支社副支社長
7号委員	京和ガス株式会社常務取締役
7号委員	総武流山電鉄株式会社鉄道部次長
8号委員	陸上自衛隊需品学校学校長
8号委員	社団法人流山市医師会会長
8号委員	社団法人流山市歯科医師会会長
8号委員	流山市水道事業管理者
8号委員	北千葉広域水道企業団技術部長
8号委員	流山建設業協同組合顧問

事務局 流山市市民生活部安心安全課
市民生活部長
安心安全課長

(13) 避難所一覧

-(1) 避難場所(1/3)

	名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
1	流山小学校 グラウンド	流山4丁目359 番地	7158-1043	7,840	3,920	大字流山 流山1～9丁目 西平 井 平和台2～4丁目
2	新川小学校 グラウンド	大字中野久木 339番地	7152-3004	6,414	3,207	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁 目 西初石1丁目
3	八木南小学校 グラウンド	芝崎92番地	7158-1142	9,696	4,848	宮園1～3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 野々 下1・2丁目
4	八木北小学校 グラウンド	美田208番地	7152-4604	7,420	3,710	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1～4丁目
5	江戸川台小学校 グラウンド	江戸川台東3丁 目11番地	7152-0103	9,412	4,706	江戸川台東1～4丁目 江戸川台 西1～4丁目 こうのす台
6	東小学校 グラウンド	名都借856番地	7145-3369	11,170	5,585	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都 借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘 1丁目
7	東深井小学校 グラウンド	大字東深井879 番地の2	7153-3430	7,936	3,968	東深井 こうのす台
8	鱈ヶ崎小学校 グラウンド	鱈ヶ崎7番地の 1	7158-5911	6,308	3,154	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1・ 4・5丁目
9	西初石小学校 グラウンド	西初石4丁目 347番地	7154-5863	5,425	2,712	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大 畔 若葉台 西初石2～4丁目
10	向小金小学校 グラウンド	向小金3丁目 149番地の1	7174-1320	9,134	4,567	前ヶ崎 向小金1～4丁目
11	長崎小学校 グラウンド	野々下2丁目10 番地の1	7145-2111	9,007	4,503	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校 グラウンド	東初石6丁目 184番地の5	7154-6937	9,607	1,803	市野谷 駒木 十太夫 東初石 5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校 グラウンド	加一丁目795番 地の1	7159-5674	9,941	4,970	大字加 加一～六丁目 大字三 輪野山 三輪野山一～五丁目 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校 グラウンド	大字西深井67 番地の1	7154-8655	7,704	3,852	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1～4丁目
15	南流山小学校 グラウンド	大字木487番地	7159-2521	9,799	4,899	大字流山 木 南流山2・3・6～ 8丁目
16	南部中学校 グラウンド	加三丁目600番 地の1	7158-0137	13,218	6,609	大字流山 流山1～9丁目 大字 加 加一～六丁目 大字三輪野 山 三輪野山一～五丁目 西平 井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平和台1～5丁目 南流山1～8丁 目 下花輪 前平井 後平井 市野谷

注) 〇の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が
決壊した場合には浸水することが想定されます。

-(1) 避難場所(2/3)

	名称	所在地	連絡先	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
17	北部中学校 グラウンド	大字中野久木 577番地	7152-0036	10,545	5,272	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校 グラウンド	名都借865番地	7144-3514	14,053	7,026	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都 借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘 1丁目
19	東深井中学校 グラウンド	大字東深井47 番地	7154-5864	10,926	5,463	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校 グラウンド	東初石3丁目 134番地	7152-0842	10,708	5,354	十太夫 美田 東初石1~5丁目
21	八木中学校 グラウンド	古間木210番地 の2	7159-7461	10,256	5,128	西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3 丁目 思井 中 芝崎 古間木 野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中学校 グラウンド	大字流山2539 番地の1	7159-2551	15,360	7,680	大字流山 流山7・8丁目 大字 鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1~ 8丁目
23	西初石中学校 グラウンド	西初石4丁目 455番地の1	7154-3091	14,055	7,027	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝 塚 下花輪 大畔 若葉台 西 初石1~5丁目
24	流山高等学校 グラウンド	東初石2丁目98 番地	7153-3161	13,000	6,500	江戸川台東1丁目 駒木台 青 田 東初石1~4丁目
25	流山中央高等学 校グラウンド	大字大畔275番 地の5	7154-3551	32,325	16,162	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝 塚 下花輪 大畔 若葉台 西 初石1~5丁目
26	流山東高等学校 グラウンド	名都借140番地	7143-1610	32,126	16,063	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁 目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学校 グラウンド	流山9丁目800 番地の1	7159-1231	18,082	9,041	大字流山 流山1~9丁目 西平 井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 平和 台1~5丁目 南流山1~8丁目
28	流山北高等学校 グラウンド	大字中野久木7 番地の1	7154-2100	19,236	9,618	深井新田・平方村新田 平方 美原1~4丁目 中野久木 北・ 小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目
29	東洋学園大学 グラウンド	大字鱈ヶ崎 1660番地	7150-3001	41,872	20,936	西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 宮園1~3丁目 思井
30	江戸川大学 グラウンド	駒木474番地	7155-2691	58,063	29,031	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
31	東深井地区公園	大字東深井815 番地	7150-6092	55,337	27,668	東深井 こうのす台
32	南流山中央公園	南流山3丁目14 番地	7150-6092	12,155	6,077	南流山1~6丁目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が
決壊した場合には浸水することが想定されます。

-(1) 避難場所(3/3)

	名称	所在地	連絡先	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
33	東部近隣公園	名都借240番地	7150-6092	16,751	8,375	名都借 松ヶ丘2~4丁目 西松 ヶ丘1丁目
34	三輪野山近隣公園	三輪野山二丁目292番地	7150-6092	10,797	5,398	加三・四丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 下花輪 市野谷
35	運河水辺公園	大字東深井368番地の1	7150-6092	24,129	12,064	西深井 東深井
36	平和台2号公園	平和台2丁目12番地	7150-6092	5,816	2,908	西平井 平和台1~5丁目 思井 中 前平井 後平井
37	松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘4丁目495番地の1	7150-6092	13,548	6,774	名都借 松ヶ丘1・2・4~6丁目
38	江戸川河川敷緑地	南流山7丁目	7150-6092	143,420	71,710	流山7・8丁目 木 南流山7・8 丁目
39	特別支援学校流山高等学園グラウンド	野々下2丁目496番地の1	7148-0200	23,699	11,849	芝崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

-(2) 広域避難場所

	名称	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人員
1	流山市総合運動公園	野々下1丁目40番地の1	7150-6092	150,349	75,174

避難所

(1/5)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
1	流山小学校	流山4丁目359番地	7158-1043	屋内体育館	745	372	大字流山 流山1～9丁目 西平井 平和台2～4丁目
2	新川小学校	大字中野久木339番地	7152-3004	屋内体育館	685	342	平方 美原1～4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 上新宿新田南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
3	八木南小学校	芝崎92番地	7158-1142	屋内体育館	797	398	宮園1～3丁目 思井 中 芝崎古間木 前平井 後平井 野々下1・2丁目
4	八木北小学校	美田208番地	7152-4604	屋内体育館	793	396	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1～4丁目
5	江戸川台小学校	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	屋内体育館	751	375	江戸川台東1～4丁目 江戸川台西1～4丁目 こうのす台
6	東小学校	名都借856番地	7145-3369	屋内体育館	1,400	700	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
7	東深井小学校	大字東深井879番地の2	7153-3430	屋内体育館	738	369	東深井 こうのす台
8	鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎7番地の1	7158-5911	屋内体育館	738	369	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1・4・5丁目
9	西初石小学校	西初石4丁目347番地	7154-5863	屋内体育館	762	381	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2～4丁目
10	向小金小学校	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	屋内体育館	741	370	前ヶ崎 向小金1～4丁目
11	長崎小学校	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	屋内体育館	754	377	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校	東初石6丁目184番地の5	7154-6937	屋内体育館	766	383	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校	加一丁目795番地の1	7159-5674	屋内体育館	751	375	大字加 加一～六丁目 大字三輪野山 三輪野山一～五丁目 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校	大字西深井67番地の1	7154-8655	屋内体育館	751	375	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1～4丁目
15	南流山小学校	大字木487番地	7159-2521	屋内体育館	767	383	大字流山 木 南流山2・3・6～8丁目
16	南部中学校	加三丁目600番地の1	7158-0137	屋内体育館	1,391	695	大字流山 流山1～9丁目 大字加 加一～六丁目 大字三輪野山 三輪野山一～五丁目 西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平和台1～5丁目 南流山1～8丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

(2/5)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
17	北部中学校	大字中野久木 577番地	7152-0036	屋内体育館	973	486	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校	名都借865番地	7144-3514	屋内体育館	1,373	686	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都 借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1 丁目
19	東深井中学校	大字東深井47 番地	7154-5864	屋内体育館	868	434	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校	東初石3丁目1 34番地	7152-0842	屋内体育館	1,654	827	十太夫 美田 東初石1~5丁目
21	八木中学校	古間木210番 地の2	7159-7461	屋内体育館	1,668	834	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 野々 下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中学校	大字流山2539 番地の1	7159-2551	屋内体育館	1,501	750	大字流山 流山7・8丁目 大字鱸 ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8 丁目
23	西初石中学校	西初石4丁目 455番地の1	7154-3091	屋内体育館	1,713	856	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
24	流山高等学校	東初石2丁目98 番地	7153-3161	屋内体育館	1,462	731	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
25	流山中央高等学 校	大字大畔275番 地の5	7154-3551	屋内体育館	2,385	1,192	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
26	流山東高等学 校	名都借140番 地	7143-1610	屋内体育館	1,815	907	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁 目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学 校	流山9丁目800 番地の1	7159-1231	屋内体育館	1,925	962	大字流山 流山1~9丁目 西平 井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 平和台 1~5丁目 南流山1~8丁目
28	流山北高等学 校	大字中野久木7 番地の1	7154-2100	屋内体育館	2,367	1,183	深井新田・平方村新田 平方 美 原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士 見台 富士見台1・2丁目
29	東洋学園大学	大字鱸ヶ崎1 660番地	7150-3001	屋内体育館	1,392	696	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 宮 園1~3丁目 思井
30	江戸川大学	駒木474番地	7155-2691	屋内体育館	691	345	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
31	勤労者総合福 祉センター	大字大畔25番 地の17	7155-5701	全室	1,929	964	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目

注) 〇の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が
決壊した場合には浸水することが想定されます。

(3/5)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
32	勤労者体育施設	大字大畔64番地の1	7155-5561	全室	1,106	553	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
33	博物館	加一丁目1225番地の6	7159-3434	全室	1,752	876	流山1丁目 加一~六丁目 大字 三輪野山 三輪野山一~五丁目 平和台1~5丁目
34	中野久木保育所	大字中野久木373番地	7152-0921	全室	704	352	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
35	平和台保育所	平和台2丁目6番地の3	7158-1424	全室	1,122	561	大字流山 流山1~9丁目 西平 井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平 和台1~5丁目 南流山1~8丁目
36	江戸川台保育所	江戸川台東3丁目5番地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1~4丁目
37	向小金保育所	向小金3丁目102番地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1~4丁目
38	名都借保育所	名都借289番地	7144-1228	全室	471	235	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都 借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1 丁目
39	長崎保育所	長崎2丁目561番地	7144-7886	全室	840	420	野々下2~6丁目 長崎1・2丁目
40	東深井保育所	大字東深井177番地の2	7154-6025	全室	809	404	東深井 江戸川台東4丁目 こう のす台
41	保健センター	西初石4丁目1433番地の1	7154-0331	全室	3,338	1,669	大畔 若葉台 東初石2~4丁目 西初石2~4丁目
42	老人福祉センター	大字東深井986番地の1	7152-2373	全室	401	200	東深井 こうのす台
43	駒木台福祉会館	駒木台221番地の3	7154-4821	全室	583	291	駒木台 青田 美田
44	流山福祉会館	流山2丁目102番地	7159-1520	全室	315	157	流山1~9丁目 大字加
45	江戸川台福祉会館	江戸川台東1丁目251番地	7154-3026	全室	464	232	江戸川台東1~4丁目
46	西深井福祉会館	大字西深井313番地	7154-3120	全室	118	59	深井新田・平方村新田 西深井 東深井
47	思井福祉会館	思井79番地の2	7159-5666	全室	508	254	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 宮園1~3 丁目 思井 中 前平井
48	向小金福祉会館	向小金2丁目192番地の2	7173-9320	全室	423	211	前ヶ崎 向小金1~4丁目
49	南福祉会館	大字南102番地の2	7155-3160	全室	145	72	北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚
50	東深井福祉会館	大字東深井498番地の3	7155-3638	全室	424	212	東深井 こうのす台

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

(4/5)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
51	十太夫福祉会館	十太夫 1 04 番地の5	7154-5254	全室	361	180	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
52	名都借福祉会館	名都借274番地	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
53	野々下福祉会館	野々下2丁目709番地の3	7145-9500	全室	346	173	古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
54	南流山福祉会館	南流山3丁目3番地の1	7150-4320	全室	940	470	南流山1~8丁目
55	赤城福祉会館	流山8丁目 1 07 1 番地	7158-4545	全室	538	269	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 南流山1~8丁目
56	平和台福祉会館	平和台5丁目45番地の3	7158-4264	全室	238	119	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中
57	八木南第1コミュニティホーム	野々下1丁目312番地	7158-4230	全室	231	115	市野谷 野々下1丁目 長崎1・2丁目
58	八木南第2コミュニティホーム	野々下3丁目797番地	7144-4258	全室	328	164	野々下2~6丁目 名都借
59	八木南第3コミュニティホーム	芝崎373番地の3	7158-8465	全室	221	110	思井 中 芝崎 古間木 前平井
60	生涯学習センター	中 1 1 0 番地	7150-7474	全室	2,143	1,071	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井
61	文化会館	加一丁目 1 6 番地の2	7158-3462	全室	2,384	1,187	流山1~4丁目 大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 平和台1~5丁目 下花輪 市野谷
62	北部公民館	美原 1 丁目 1 58番地の2	7153-0567	全室	394	197	平方 美原1~4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
63	東部公民館	名都借756番地の4	7144-2988	全室	478	241	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
64	初石公民館	西初石4丁目381番地の2	7154-9101	全室	530	274	西初石1~5丁目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

(5/5)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
65	南流山センター	南流山3丁目3番地の1	7159-4511	全室	698	313	大字流山 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎木 南流山1~8丁目
66	市民総合体育館	野々下1丁目29番地の4	7159-1212	屋内体育館 野球場 陸上競技広場 ビニク広場	4,417	2,208	大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎木 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 市野谷 野々下1丁目
67	特別支援学校流山高等学園	野々下2丁目496番地の1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

(14) ハザードマップ

平成 18 年 4 月に作成した洪水ハザードマップを以下に示す。

流山市

洪水ハザード
マップ

保存版

流山市洪水避難地図

この地図は、江戸川が大雨によって増水し、市内に影響のある場所で堤防が決壊した場合の国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から提供された浸水想定区域図に基づいて、想定される結果と浸水深並びに各地区の避難場所を示したものです。

洪水が発生するおそれがある場合には、市から避難準備情報や避難勧告や避難指示が出されますので、速やかに避難してください。

みなさんが住んでいる地区における浸水や、大雨による災害が発生するおそれのある場所や状況を日頃から把握し、雨の降り方や浸水の状況に注意して、危険を感じたら早めに自主的な避難を心がけましょう。また、近所の高齢者や障害者、子ども、病気の人たちに声をかけ、お互い助け合って避難を行いましょう。

いざというときに備え、みなさんの家から避難場所までの経路や連絡先などを記入欄に書き込んでおきましょう。

なお、この地図に示した範囲外のところも、雨の降り方等の状況によっては浸水の被害および浸水が深くなる場合がありますので注意してください。

平成18年4月 流山市

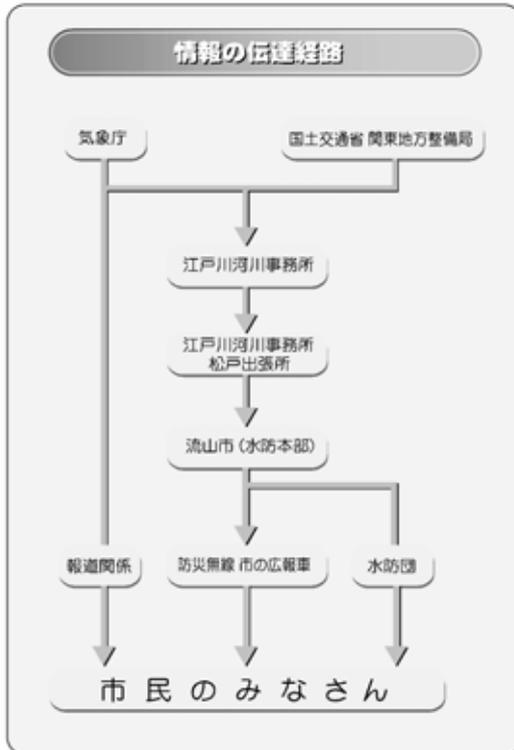
この地図のお問い合わせ先

流山市 土木部 河川課 TEL 04-7150-6095(直通)
FAX 04-7150-2862
<http://www.city.nagareyama.chiba.jp>

防災関連機関 電話番号一覧			
	連絡先	住所	電話番号
行政機関	流山市役所	流山市平和台1-1-1	04-7158-1111
	水道局	流山市西初石5-57	04-7159-5311
	流山市消防署 流山市消防本部	流山市三輪野山994	04-7158-0119
	流山市消防署 北消防署	流山市美原2-139-1	04-7152-0119
	流山市消防署 東分署	流山市前ヶ崎449-1	04-7146-0119
	流山市消防署 南分署	流山市南流山3-9-6	04-7159-0119
	流山警察署	流山市三輪野山744-4	04-7159-0110
救急医療機関	流山市保健センター	流山市西初石4-1433-1	04-7154-0331
	愛友会流山総合病院	流山市鷺ヶ崎1-1	04-7159-1611
	曙会流山中央病院	流山市東初石2-132-1	04-7154-5741
	東京勤労者医療会東葛病院	流山市下花輪409	04-7159-1011
ライフライン機関	株式会社NTT東日本-千葉東葛営業所	柏市泉町1-31	04-7162-4611
	東京電力株式会社東葛支社	柏市新柏1-13-2	0120-99-5556
	京葉ガス株式会社	市川市市川南2-8-8	047-325-1049
	京和ガス株式会社	流山市江戸川台東1-254	04-7155-1500
	東京ガス株式会社千葉導管ネットワークセンター	千葉市中央区港町20-1	043-225-5339
	株式会社流山水道センター	流山市加1-9-8	04-7159-9106
	東日本高速道路株式会社谷和原管理事務所	つくばみらい市岡戸1606	0297-52-2820
	千葉県道路公社松戸野田有料道路管理事務所	流山市西深井1471	04-7154-4124
	JR南流山駅	流山市南流山1-25	04-7158-3661
	総武流山電鉄株式会社	流山市流山1-264	04-7158-1010
	首都圏新都市鉄道株式会社(つくばエクスプレス)	つくばみらい市岡戸3500	0297-52-8306
	東武バスイースト株式会社西柏営業事務所 (流山ぐりん/バス江戸川台東・松ヶ丘ルート)	柏市高田1345	04-7144-5011
	京成バス株式会社松戸営業所流山ぐりん/(京印池西ルート)	松戸市古ヶ崎101	047-362-1256
	株式会社コアラテレビ	松戸市新松戸3-55	0120-01-3734

最新情報をチェックする

- 全国の気象情報
気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/>
- 全国の雨量・水位などの情報
国土交通省 川の防災情報
<http://www.river.go.jp/>
- 江戸川の雨量・河川水位などの情報
江戸川河川事務所 ホームページ
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>
- 千葉の雨量と河川の水位情報
防災気象情報 WINC2
<http://chibapref.bosai.info/>



どこからどんな情報がもらえるの？

被害発生が予測される場合は、市役所より、広報車・ケーブルテレビ・インターネットで避難準備情報が発令されますので、住民のみなさんは、避難の準備を行いましょ。避難勧告・指示が市役所より発令された場合は、指示にもとじて避難しましょ。

種類	市からの呼びかけ	とるべき行動
避難準備情報	大雨により江戸川が増水し、危険な状態です。いつでも避難できるように準備をしましょ。	いつでも避難できるように、避難の準備をしましょ。 テレビやラジオの放送、市役所からの広報に注意しましょ。 お年寄りや子供は早めに避難をしましょ。
避難勧告	江戸川が氾濫する恐れがあります。速やかに避難してくだい！	お互い助け合って、指定された避難場所に、速やかに避難をしましょ。 自動車による避難はやめましょ。
避難指示	江戸川が氾濫し、家屋に浸水する恐れがあります。今すぐ避難してくだい！！	指定された避難場所に速ちに避難しましょ。

1時間の雨量と降り方

1時間 の雨量	予想用語	人の受ける イメージ	災害発生状況
10 ～ 20 mm	やや強い雨	ザーザーと降り、話し声が聞き取りにくくなる。	長く続く時は注意が必要。
20 ～ 30 mm	強い雨	どしゃ降りでも傘をさしていても濡れてしましょ。	テレビ、ラジオ等気象情報に注意し、避難の心構えが必要。
30 ～ 50 mm	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	崖崩れが起きやすくなり、道路の通行規制も行われることもあります。避難の準備が必要。
50 ～ 80 mm	非常に激しい雨	滝のようにゴーゴーと降りあたりが水しぶきで白っぽくなる。	中小の河川は氾濫し、水害発生の可能性が高まる。避難勧告等がでる場合がある。
80 mm 以上	猛烈な雨	息苦しくなるような、圧迫感がある。恐怖を感じる。	大雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要。

地下室での暴雨被害に注意！

地下室では、外の様子が分かりません。

水圧でドアは開きません。

浸水すると電灯が消え、エレベーターは止まります。

地下駐車場は浸水するおそれがあります。

TX南流山駅・地下自転車駐輪場
に関するお問い合わせ先はこちら

- 首都圏新都市鉄道株式会社 (つくばエクスプレス)
つくばみらい市西9-3508
TEL 0297-52-8306
- 地下自転車駐輪場
TEL 04-7158-6969

浸水すると一気に水が流れ込みます。

避難時の心得



危険が迫ったときには、役所や消防団から避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。



高齢者や障害者、子ども、病気の人は、早めの避難が必要です。近所の高齢者などの避難に協力しましょう。



車での避難は緊急車両の通行の妨げになります。また、交通渋滞をまねき、浸水すると動けなくなりますので、特別な場合を除き徒歩で避難しましょう。



水防活動の妨げになりますので、自動車を堤防や道路に放置しないようにしましょう。



避難するときは、動きやすい格好で。2人以上での避難を心がけましょう。



万が一避難が遅れ、危険が迫ったときは、命を守るために近くの丈夫な建物の3階以上に逃げましょう。(緊急避難場所)

平常時の心得

天気予報や気象状況に気をつける。

梅雨期や台風シーズンなど、洪水が起こりやすい時期には、テレビ・ラジオ・インターネットの天気予報に注意し、天気の移り変わりに気をつけましょう。



避難場所や避難経路を確認しておく。

自分の地区の避難場所はどこなのか、そこへできるだけ川や橋を越えず安全に行くためにはどう行けばいいのかを確認しておきましょう。



非常食や持ち出すものを準備しておく。

非常食には、調理の手間がかからず、水もあまり使用しないもの(レトルト食品や缶詰など)を選びます。また、懐中電灯やラジオ、乾電池も忘れずに用意しておきましょう。



非常持ち出し品リスト (必要なものをチェックしましょう)

- | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 炊飯セット | <input type="checkbox"/> 折りたたみ寝具 | <input type="checkbox"/> 折り紙・鉛筆 | <input type="checkbox"/> 携帯トイレ |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> タオル | <input type="checkbox"/> 洗面用具 | <input type="checkbox"/> ロープ | <input type="checkbox"/> 貴重品 |
| <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 衣類・下着類 | <input type="checkbox"/> カップ | <input type="checkbox"/> ライター・マッチ | <input type="checkbox"/> ハザードマップ |
| <input type="checkbox"/> 非常食 | <input type="checkbox"/> 薬 | <input type="checkbox"/> ちり紙 | <input type="checkbox"/> 保険証・免許証 | <input type="checkbox"/> 携帯電話 |

- ① あなたの避難ブロックエリアは、A～Cのどれですか？
- ② あなたの避難場所を、リストから探して記入しましょう。
- ③ 避難場所までのオリジナルマップを作成しましょう。

--	--

5 東葛中部地区連合水防団規約

東葛中部地区連合水防団規約

第1条 江戸川の洪水に際し、相助の精神に徹し、以ってその水災を警戒し、防御し、又はこれによる被害を軽減して、公共の安定を保持するため、松戸市、流山市の区域を以って、東葛中部地区連合水防団（以下「連合水防団」という。）を結成する。

第2条 連合水防団は、松戸市水防団及び流山市水防団（以下「単位水防団」という。）をもって構成する。

第3条 連合水防団の事務局は松戸市役所内にこれを設ける。

第4条 連合水防団は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水防施設及び資材の備蓄
- (2) 水防情報の蒐集及び連絡
- (3) 水防資材及び要員の相互援助
- (4) 水防団員の養成及び訓練
- (5) 前各号に規定するもののほか、目的達成上必要と思われる事項

第5条 連合水防団に管理者及び副管理者各1名を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、松戸市長及び流山市長の互選による。
- 3 管理者は連合水防団を代表し、管理運営する。
- 4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者事故ある時は、その職務を代行する。

第6条 管理者、副管理者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 連合水防団に団長及び副団長各1名を置く。

- 2 団長及び副団長は、単位水防団の団長の互選による。
- 3 団長は連合水防団を指揮統率し、水防の実際活動に関する一切の責任者となる。
- 4 副団長は団長を補佐し、団長事故ある時は、これを代理する。
- 5 団長、副団長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 事務局は、管理者の所轄に属し、次の職員を置く。

- (1) 局長（部長）
 - (2) 幹事（課長）
 - (3) 書記（係）
- 2 職員は、管理者が任免する。

第9条 管理者は、連合水防団の水防計画又は活動上必要な事項を協議し、円滑適切を期するため、副管理者及び団長、副団長をもって、構成する会議（以下「理事会」という。）を開催しなければならない。

第10条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (3) 水防計画及び水防演習の基本的事項に関すること。
- (4) 全各号に規定するもののほか、水防に関する重要な事項。

第11条 連合水防団に顧問を置く。

2 顧問は、連合水防団の活動に賛助するものとする。

第12条 顧問には、次に掲げる者につき管理者が、これを委託する。

- (1) 国土交通省江戸川河川事務所長
- (2) 東葛飾県民センター所長
- (3) 東葛飾地域整備センター所長
- (4) 松戸警察署長
- (5) 松戸東警察署長
- (6) 流山警察署長
- (7) 陸上自衛隊松戸駐屯地司令
- (8) 松戸市議会議長
- (9) 流山市議会議長
- (10) 松戸市・流山市選出の県議会議員

第13条 管理者は、洪水による危険の虞があると認めた場合は、その解消するまでの間、団長をして水防本部を設置せしめる。

第14条 水防本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員 若干名
- (4) 連絡員 若干名

2 本部長は、団長がこれを兼ね副本部長及び本部員は、本部長において予め単位水防団に諮りそれぞれ同数を選任する。

第15条 連合水防団の運営に処する経費は松戸市及び流山市において分担する。

ただし、相互応援のために要した費用は、応援団体の負担とする。

2 前項の分担金は、次の比率によって、毎年度、予算の定めるところによる。

(1) 松戸市 6.5

(2) 流山市 3.5

第16条 連合水防団の経理は、普通地方公共団体の例により、事務局においてこれを行う。

第17条 連合水防団の役員並びに事務局の職員は無報酬とする。

第18条 水防演習は、2年に1度実施し、統監は、松戸市長・流山市長が交互に就任するものとする。

昭和27年8月25日 施工
平成17年5月13日 最終改正